

監査請求に関する動議

地方自治法第98条第2項の規定により、杉並区監査委員に対し下記のとおり監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

1 監査を求める事項

①前杉並区選挙管理委員本橋文将氏に対して支給した平成22年5月～10月分の報酬は勤務実態がないので不当利得であるから、杉並区長は返還請求をすべきであること。

②杉並区長は①の返還請求を怠る事実が存在することを確認すること。

2 監査結果の報告期限

平成 23年 3月 10日まで

上記の動議を提出する。

平成23年2月12日

杉並区議会議長

小泉 やすお 様

提出者

杉並区議会議員 奥山 たえこ